平成２１年（フ）第４０８号
愛媛県松山市福角町甲880番地
債務者　岡本　英雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
福岡県嘉麻市鴨生122番地２
債務者　松永　正光
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７８号
福岡県小郡市下西鯵坂1551番地
債務者　大中　哲哉
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９９号
福岡県久留米市大善寺南２丁目９番３―103号
債務者　坂口　義之
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２２３号
福岡県久留米市草野町草野333番地１
債務者　鶴野　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２４４号
福岡県久留米市青峰１丁目21番3212号
債務者　中垣　光男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５２号
福岡県久留米市北野町高良2159番地２
債務者　黒岩　武子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５４号
福岡県八女市宅間田183番地３
債務者　栗原　隆治
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５５号
福岡県筑後市大字蔵数521番地８　松福園ハイツ307号
債務者　廣松　彰一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５６号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　佐藤　友治
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第５７号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　佐藤トシ子（旧姓尼田）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第９０号
福岡県田川市大字奈良1587番地95　石川ハイツⅠ―202号
債務者　深見恵理子（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２０号
長崎県五島市玉之浦町玉之浦530番地・531番地
債務者　祝原　兼夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第１４１号
宮崎県都城市都北町5882番地１　大城貸家Ａ号室
債務者　上中別府健一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１０５号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地25
債務者　力武加津代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市拓勇西町３丁目４番地の３　ＪＥＤＩ103
債務者　三上あゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前135番地３
債務者　大風　正義
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第３７号
山梨県南都留郡山中湖村山中810　グリーンハイツ203、住民票上の住所山梨県富士吉田市下吉田5715番地の３
債務者　高根満美子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係